

特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品

	規制開始日
(1) 電池（次に掲げるものを除く。）	平成 32 年 12 月 31 日（ボタン電池であるアルカリマンガン電池）
	平成 30 年 1 月 1 日 （上記以外の電池）
イ 酸化銀電池（水銀の含有量が全重量の 1 パーセント未満であって、ボタン電池であるものに限る。） ロ 空気亜鉛電池（水銀の含有量が全重量の 2 パーセント未満であって、ボタン電池であるものに限る。）	－
(2) スイッチ及びリレー	平成 32 年 12 月 31 日
(3) 一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプ（発光管 1 本当たりの水銀の含有量が 5 ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が 30 ワット以下のものに限る。）	平成 30 年 1 月 1 日
(4) 一般照明用の直管形蛍光ランプのうち、次に掲げるもの イ 1 個当たりの水銀の含有量が 5 ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が 60 ワット未満のものうち、三波長形の蛍光体を用いたもの ロ 1 個当たりの水銀の含有量が 10 ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が 40 ワット以下のものうち、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの	平成 30 年 1 月 1 日
(5) 一般照明用の高圧水銀ランプ	平成 32 年 12 月 31 日
(6) 電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプのうち、次に掲げるもの イ 1 個当たりの水銀の含有量が 3.5 ミリグラムを超えるものであって、その長さが 500 ミリメートル以下のもの ロ 1 個当たりの水銀の含有量が 5 ミリグラムを超えるものであって、その長さが 500 ミリメートルを超え 1500 ミリメートル以下のもの ハ 1 個当たりの水銀の含有量が 13 ミリグラムを超えるものであって、その長さが 1500 ミリメートルを超えるもの	平成 30 年 1 月 1 日
(7) 化粧品（人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法	平成 30 年 1 月 1 日

で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。)		
(8)	動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤(エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム(別名チメロサル)を有効成分とする保存剤(エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム以外の水銀等(水銀による環境の汚染の防止に関する法律第1条に規定する水銀等をいう。)を含むものを除く。))であって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品及び第9項に規定する再生医療等製品に添加されるものを除く。)	平成30年1月1日 (二・七ージブローモ一ヒドロキシ水銀フルオレセイン二ナトリウムを有効成分とする消毒剤(以下「マーキュロクロム液」という。)を除く。)
		平成32年12月31日 (マーキュロクロム液)
(9)	気圧計(電気式のものを除く。)	平成32年12月31日
(10)	湿度計(電気式のものと及び(12)イに掲げるガラス製温度計を部品として用いて製造されるものを除く。)	平成32年12月31日
(11)	圧力計(電気式のもの、230度以上の温度で計ることができるダイヤフラム式圧力計であって目量(計量法施行令(平成5年政令第329号)第2条第2号イ(1)に規定する目量をいう。以下同じ。)が5メガパスカル以下のものと及び温度の大きな変化、著しい振動その他の厳しい条件の下で計ることができる真空計であって次に掲げるものを除く。)	平成32年12月31日
	イ 計ることのできる最大の圧力(絶対圧力をいう。ロにおいて同じ。)が1300パスカル以下であって、目量が300パスカル以下のマクラウド真空計 ロ 計ることのできる最大の圧力が66000パスカル以下であって、目量が200パスカル以下のU字管真空計	—
(12)	温度計(電気式のものと及びガラス製温度計であって次に掲げるもの(体温計であるものを除く。)を除く。)	平成32年12月31日
	イ 計ることのできる最高の温度が300度以下のものであって、目量が0.5度以下のもの(ハに該当するものを除く。) ロ 計ることのできる最高の温度が300度を超過500度以下のものであって、目量が2度以下のもの(ハに該当するものを除く。) ハ 塩酸、硫酸その他の腐食性の高い薬品の温度を計ることができるものであって、計ることのできる最高の温度が200度を超過500度以下のもののうち、目量が2度以下のもの	—
(13)	血圧計(電気式のものを除く。)	平成32年12月31日